











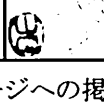
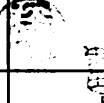



		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成24年2月29日		決裁日		平成24年3月12日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					総合支所次長	総合支所長
	北川町総合支所 地域振興課長  Tel 74311						
	主幹兼課長補佐 						
		合 議 者					
					管財課長	契約管理課長	財政課長
ファイリング マネージャー	公 印						
							
広報のべおかへの掲載		要	・	⊖	ホームページへの掲載	要	・
							⊖

件 名 : 平成24年度北川町総合支所庁舎宿日直業務委託の予算執行の準備について

北川町総合支所庁舎宿日直業務については、平成24年4月1日より業務を行う必要があるため、下記のとおり予算執行の準備行為を行います

記

1. 委託業務名 平成24年度 北川町総合支所庁舎宿日直業務
2. 業務場所 延岡市北川町川内名7250番地
北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設
3. 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日
4. 入札方法 随意契約(別紙理由書)
5. 予算措置 ・総務費 ・総務管理費 ・財産管理費 ・財産管理経費 ・財産管理事務費
・委託料 ・宿日直委託料 【 予算額:3, 727, 500円 】
6. その他 詳細は別紙仕様書のとおり

随意契約理由書

見積に付する事	平成24年度北川町総合支所庁舎宿日直業務委託
履行場所	延岡市北川町川内名7250番地 北川町総合支所及び北川多目的研修集会施設
予定価格	3,727,500円
地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適しないとき)
随意契約に付する理由	<p>当該業務の履行にあたっては、市役所や総合支所の業務内容や町内の地理、人名等に精通していなければ、夜間・休日の住民等からの問い合わせや災害などの緊急時に迅速・的確な対応を行うことができない。</p> <p>また、業務内容には、災害発生時の防災無線放送、簡易水道設備の異常発生時の対応、夜間・休日の戸籍関係届出の受付などが含まれているため、業務受託者には、専門性や高い信頼性が求められます。</p> <p>このような点から本業務はその性質や目的が競争入札に適さないものであります。</p>

◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する相手方の数・根拠法令	<p>1者 株式会社セキュリティロード 宮崎市祇園3丁目179番地</p> <p>延岡市契約規則第21条第2項第2号ア (契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。)</p> <p>前述のとおり、本業務を遂行するにあたっては、本市や本総合支所の業務に精通していることや緊急時に迅速・的確な対応が行えることなどが必要であります。</p> <p>よって、受託者には専門性や高い信頼性が求められるため、これまで当該業務を受託してきた上記の者に契約の相手方が特定されます。</p>
※見積書を徴する相手方の数が1者のときは、その理由及び相手方の氏名・住所等	
担当者氏名	北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 主任主事 北林 千春 (内線: 74313)

平成24年2月27日

随意契約理由書作成者

北川町総合支所 地域振興課長 小野 貢 印



見積依頼書(※)

北川地第 139 号
平成24年 3月 12日

株式会社 セキュリティロード 様

延岡市長 首藤 正治

取扱課 北川町総合支所
地域振興課

件名 平成24年度北川町総合支所庁舎宿日直業務
場所 延岡市北川町川内名7250番地
期間 平成24年 4月 1日 から 平成25年 3月31日まで

上記契約を下記により随意契約に付することにしたので、時間厳守の上見積書を提出してください。

記

1. 現場説明 月日 平成 年 月 日 (時分)
場所 課

① 行いません ② 別紙設計図書参照、
③ 別紙添付仕様書の有無 有 ・ 無

2. 見積書提出日時(期限) 月日 平成24年3月 日 (16時 00分)
及び場所 場所 北川町総合支所 地域振興課

3. 見積提出条件

(1) 申込み価格に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(円未満切捨)をもって申込み価格とするので、見積提出者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

4. 契約条件

(1) 延岡市契約規則によること。
(2) 請負代金は提出図書(業務日誌)の確認後、延岡市契約規則により支払う。
(3) この契約は、平成24年度一般会計予算の成立を条件とする。

5. その他

(1) 契約期日 平成24年 4月 1日
(2) 着手期日 平成24年 4月 1日

6. 見積者心得

(1) 見積を依頼された者は、見積について連合その他不正な行為をしないこと。
(2) 見積書は本人が提出すること。代理人のときは必ず委任状を添えること。
(3) その他地方自治法、地方自治法施行令、延岡市契約規則等の関係規定に従うこと。

7. 担当者

北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 北林
電話:0982-46-5010 FAX:0982-46-2223

宿日直業務委託仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設の宿日直業務の見積を行うにあたり、見積依頼書に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(宿日直業務内容)

第2条 宿日直業務内容は、次のとおりとする。

1. 北川町総合支所庁舎及び北川多目的研修集会施設の内外巡回 平日5回、休日10回
(巡回中に行う任務については、別紙1のとおり)
2. 文書・物品の収受
3. 戸籍関係届出(出生・婚姻・離婚届)の受理
4. 来庁者への対応と来庁者の記録(用件・住所・氏名)
5. 電話への対応
5. 宿日直日誌の提出
6. 超過勤務または休日勤務に係る職員退庁時間の記録
7. 緊急時における関係課職員及び関係機関への連絡
8. 北川多目的研修集会施設使用者への鍵及び使用簿の交付及び受領
9. 災害・火災発生時の緊急連絡に対する通報(防災行政無線による住民への周知)

(業務の基本姿勢)

第3条 委託業務遂行にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託業務については、北川町総合支所地域振興課と緊密に連携を保持し、正確かつ丁寧に対応し、市民サービスに努めること。
- (2) 委託業務上知り得た事項は、その秘密を厳守するとともに、常に言語、動作に注意し、相手に好感を与えるよう努めること。

(配置人員及び時間)

第4条 委託業務に配置する職員は、常時1名とする。

配置時間については、以下のとおりとする。

平日：午後5時15分から翌日の午前8時30分まで。

休日(閉庁日)：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで。

(服装・装具)

第5条 委託業務に従事する者が使用する服装・装具は受託者が準備し、下記のものを使用すること。

1. 制服、制帽
2. 警笛、帯革、照明具

(委託業務実施に必要なものの提供)

第6条

- (1) 委託者は受託者に対して、委託業務実施場所として宿直室(付帯する設備・備品等も含む)を受託者に無償で使用させる。
- (2) 委託者は、委託業務上必要な鍵を受託者に預託し、受託者は、預託された鍵を厳重に取扱い保管する。

(緊急連絡先の指定)

第7条

- (1) 委託者は、予め緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。
- (2) 前項の緊急連絡者に変更があるときは、委託者は遅滞なくその都度変更した名簿を受託者に交付する。

(業務委託期間終了後の引継ぎ)

第8条

- (1) 本委託業務の委託期間満了後又は、委託期間中に何らかの事由により業務委託契約を解除した後に、受託者以外のものが本委託業務を新たに受託することとなった場合、受託者は、新たな受託者へ遅滞なく円滑に業務を引き継がなければならない。
- (2) 前項の引継ぎを行う際に、業務受託期間終了日の翌日より起算し21日間については、新たな受託者から要請があった場合には、引継ぎのため職員を派遣しなければならない。
- (3) 前項の規定により、受託者が業務受託期間終了後に、引継ぎのため職員を派遣した場合、その派遣に掛かる費用は受託者の負担とし、委託者や新たな受託者に費用負担を求めないものとする。

(定めのない事項の処理)

- 第9条 本仕様書契約に定めのない事項については、委託者、受託者双方協議の上処理するものとする。

(別紙 1)

任 務

内外を巡回し、次の任務を行う。

1. 火災の防止に関する事項

- (1) 火気使用箇所の不始末事項の点検
- (2) 消防用設備、資器材の外観上からの点検
- (3) 火災発見時における通報その他の処置
- (4) 禁煙場所における喫煙発見時の注意
- (5) 防火上支障となる事項に対する通報連絡

2. 盗難の防止に関する事項

- (1) 施錠の点検
- (2) 不審者、徘徊者発見時の通報その他の処置
- (3) 侵入等発見時の通報その他の処置
- (4) 盗難事故発生時における通報その他の処置
- (5) 防犯上支障となる事項に対する通報連絡

3. その他

- (1) 構内禁止事項行為者発見時の注意
- (2) 構内不正駐車発見時の注意
- (3) 障害物、放置物品（特に災害時の避難通路に留意）発見時の連絡
- (4) 加害、損壊行為者発見時の制止と連絡
- (5) 施設の損壊箇所発見時の連絡
- (6) 浸水、漏水事故発見時の通報その他の処置
- (7) 不要灯の消灯

		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成24年9月19日		決裁日		平成24年9月24日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼補佐	課長
		合議者					
							管財課長
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名 普通財産(家田市有地)の貸付について

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

1. 貸付物件 種別:土地 所在地:延岡市北川町長井672番1 面積:120㎡

2. 賃借人 宮崎市大字小松字下川原1158番地の11

三桜電気工業株式会社 代表取締役社長 大野 拓朗

3. 貸付目的 東九州道(県境～北川)家田第一トンネル外照明設備設置工事資材倉庫設置

4. 貸付期間 平成24年10月1日から平成24年10月31日

裏面につづく

5. 貸付料 1,440円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/m²) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(無田地区、宅地):3,600円/m²

※ 3,600円 × 120m² × 4/100 = 17,280円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成24年10月1日 ～平成24年10月31日	10月分	月割分	1ヶ月	1,440円
	貸付料合計			1,440円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成24年 月 日

以上

普通財産貸付申請書

平成 24年 9月 19日

延岡市長

首藤 正治 様

住所 宮崎県宮崎市大字小松字下川原1158番地の11

申請者 三桜電気工業株式会社

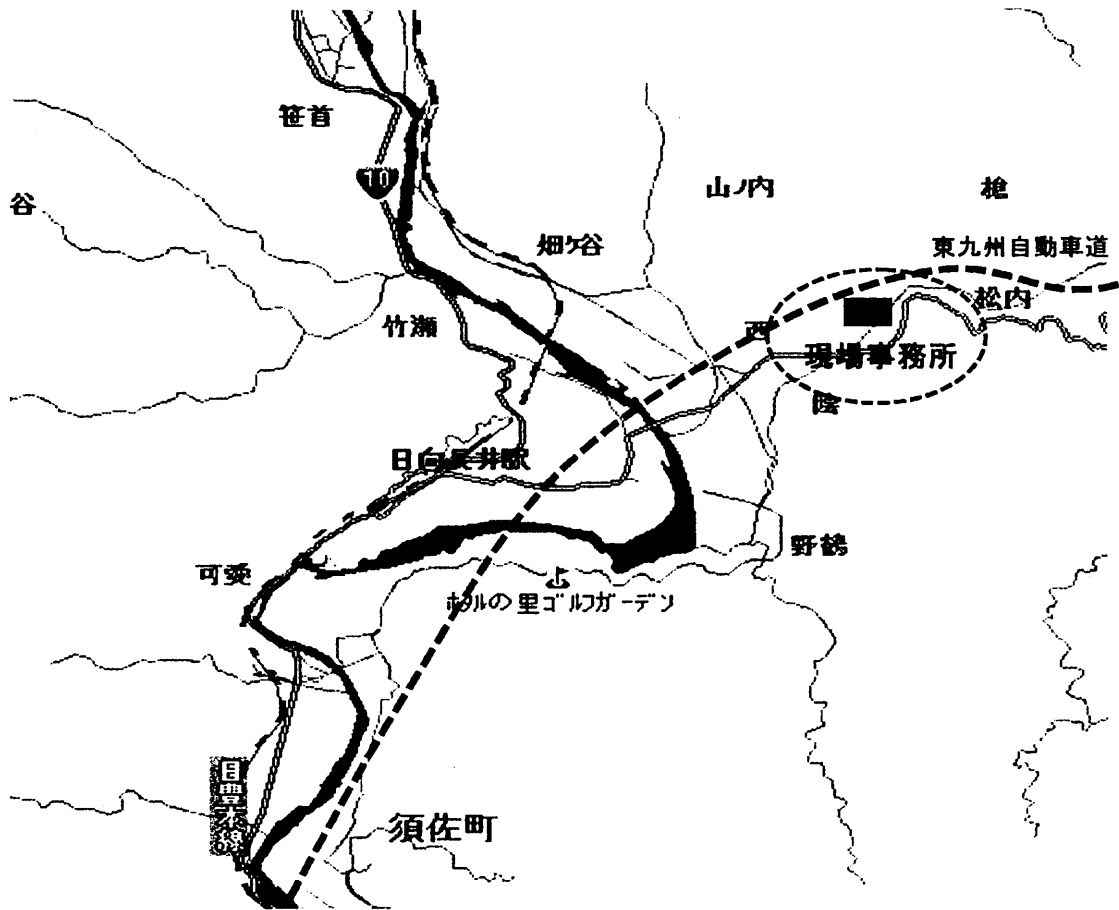
氏名 代表取締役社長 大野 拓朗



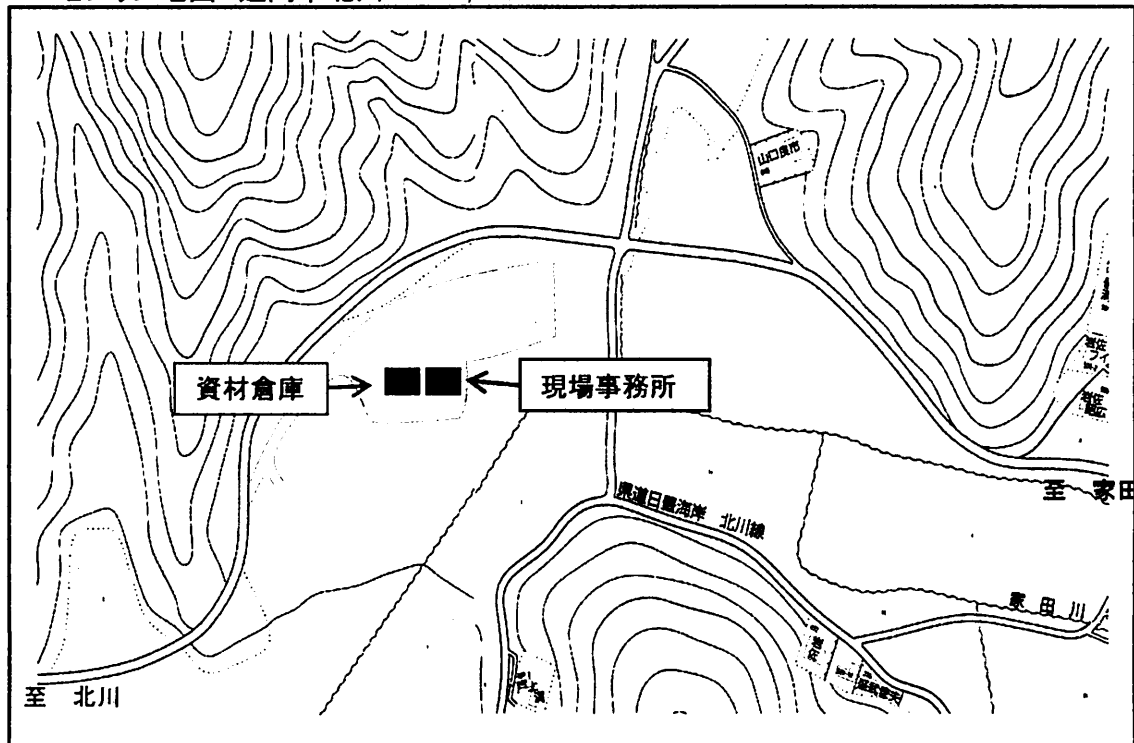
次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表 示	種 類	①. 土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町
2. 借 受 目 的	用 途	現場事務所(資材倉庫)
	数 量	120 m ²
	理由(詳細に)	現場事務所(資材倉庫)設置のため 国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所発注工事 東九州道(県境～北川)家田第一トンネル外照明設備設置工事
3. 借 受 期 間	平成 24年 10月 1日 から 平成 24年 10月 31日 まで	
4. 貸 付 料	<input checked="" type="radio"/> 有償 <input type="radio"/> 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添 付 資 料	土地明細、借用場所図、写真	

現場事務所位置図



ゼンリン地図 延岡市北川 P472,475





土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 三桜電気工業株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井672番1の一部	120.00

第3条 乙は、貸付物件を現場事務所等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年10月1日から平成24年10月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金1,440円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正治

乙 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 三桜電気工業株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井672番1の一部	120.00

第3条 乙は、貸付物件を現場事務所等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年10月1日から平成24年10月31日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金1,440円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月24日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正浩



官崎市大字小松字下川原1158番地の11










乙 住所：

三桜電気工業株式会社

代表取締役社長 大野拓朗

氏名：



		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成24年10月17日		決裁日		平成24年10月22日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
  		合議者					
							管財課長
							
							
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

西日本電信電話株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

- 貸付物件 延岡市北川町長井6773番地先 (NTT本柱・支線)
- 貸付の相手方 宮崎市広島1丁目5番3号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店 支店長 池尻 親
- 使用目的 認定電気通信事業の用に供するため
- 貸付期間 許可日から平成25年3月31日まで【許可日は決裁日とする】
- 貸付料 310 円
- 貸付料納付期限 平成25年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定

貸付料は延岡市道路占用料徴収条例により算定する。

なお、電柱・電話柱の本柱は、支線、支柱、支線柱を含めて一体的に電柱の機能をなしているため、本柱で使用料を徴収すれば、支線、支柱、支線柱も含んでいることとして、使用料は徴収しない。また、支線、支柱、支線柱のみが市有地内にある場合は、本柱分の使用料は徴収していないため、別途使用料を徴収する。

$$\textcircled{1} \text{ 本柱} \cdots 620 \text{円/本 (第1種電話柱)} \times 1 \text{本} = 620 \text{円} \cdots \textcircled{1}$$

$$\textcircled{2} \text{ 支柱} \cdots 62 \text{円/本 (その他の柱類)} \times 0 \text{本} = 0 \text{円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{3} \text{ 支線} \cdots 6 \text{円/m (共架電線その他上空に設ける線類)} \times 0 \text{m} = 0 \text{円} \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 620 \text{円 (年額)}$$

※ 貸付期間が1年未満のため、月割り計算とする。なお、1年未満の端数は1月として計算する。

$$620 \text{円} \times 6 / 12 \text{月} = 310 \text{円}$$

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申出書

平成24年10月16日
N西九宮設サ総第241192号

延岡市長

首藤正治様

(北川町総合支所 地域振興課)

申請者 住所 宮崎市広島1丁目5番3号
西日本電信電話株式会社 宮崎支店

氏名 支店長 池尻親

担当 〒880-0806 宮崎市広島1丁目5番3号
(株)NTT西日本-九州 宮崎事業部
亀井 滋 TEL.0985-23-8458

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

公有財産の 表 示	種類	①.土地 2.建物 3.その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井6773 番地先
借 受 目 的	用 途	認定電気通信事業の用に供するため。
	数 量	電話柱新設 1本 鋼管柱 支線新設 2条 高耐食鋼より線
	理 由 (詳 細 に)	家屋新築に敷地内通過のケーブルが支障するため、ルート変更が必要のため。
借 受 期 間	平成 年 月 許可日 から 平成 年 月 日	
4. 貸 付 料	有償 無償 減免を希望する場合はその理由	
添 付 書 類	物件調書・明細書・位置図・断面図・標準掘削図	

書 類 冊 冊

群馬県

北川合支所

北川合支所共通番号

市育幼

市北川合支所

品 名	数量	単位	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
普通紙		本					普通紙
		本					
		本					
		本					
		本					
		本					
		本					
		冊					公共事業用紙
		冊					
		冊					
高橋倉庫用紙		冊					倉庫用紙
		冊					
		冊					
		m					
		m					
		m					
		m					
		m					
		m					
		m					
		m					
		冊					用紙
		冊					

占用明細書(線路)

サービス総合工事 【設計者: XXXXXXXXXX】
 工事名【(線路)支障移転工事(建設)】
 管理番号【 625671 (2332193)】

整理 No.	電 話 柱 番 号	電 話 柱			支 線 柱			支 柱			支 線			記 事 欄	収容局
		新 設	建 替	廃 止	新 設	建 替	廃 止	新 設	建 替	廃 止	新 設	取 替	廃 止		
1	俵野幹 6	1									2			市有地 8.0-4 SP 45CR×2/LB 延岡市北町町長井6773 番地先	北川
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
合 計		1									2				

作成者 XXXXXXXXXX

(密 縣) 書 聯 用 占

【 密 縣 區 三 香 村 鄉 】 專 工 合 辦 入 廿 一 廿
 【 (密 縣) 專 工 總 辦 支 (密 縣) 】 各 專 工
 【 密 理 號 號 522271 (3335163) 】

經 理 號	密 理 號	林 聯 支		林 支		林 支		密 理 號
		密 理 號	密 理 號	密 理 號	密 理 號	密 理 號	密 理 號	
1	密 理 號							1
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
		合 計						

位置図



申請箇所
俵野幹 6

御陵伝設地

北川町 長井6600

北川町 長井6602

北川町 長井6602

北川町
長井6615

北川町 長井6603

北川町 長井6601

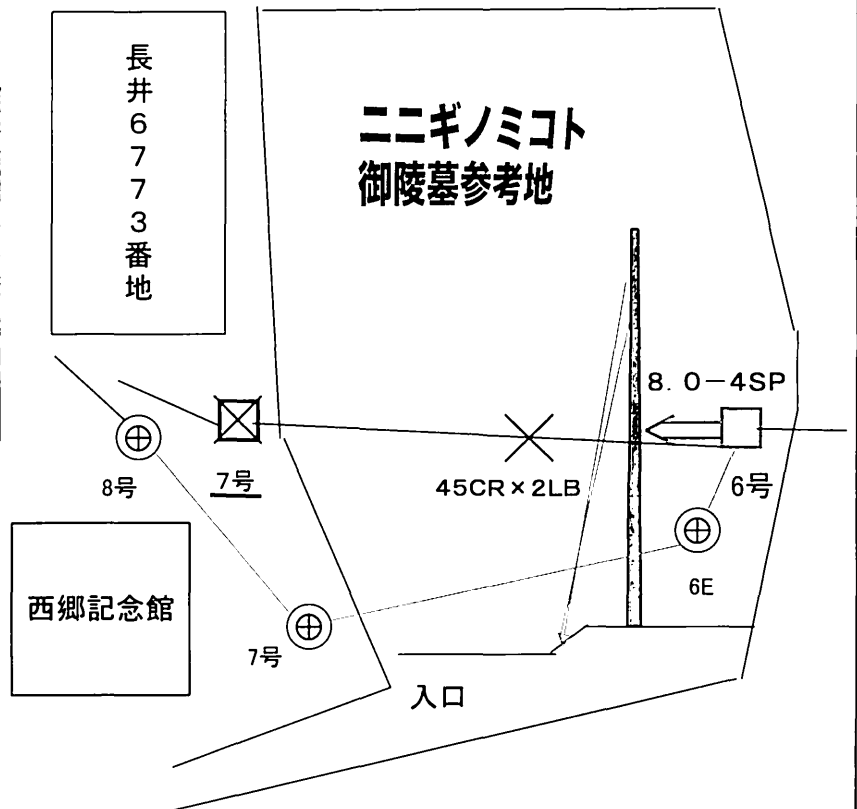
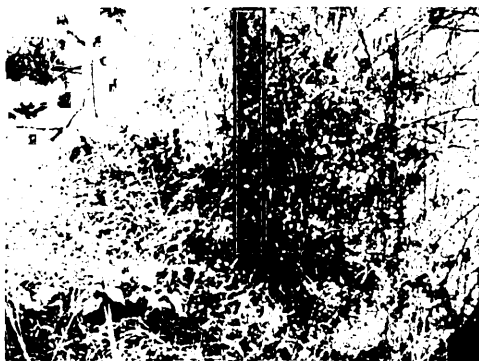
北川町 長井6604

現場写真



線路名

俵野幹 6号

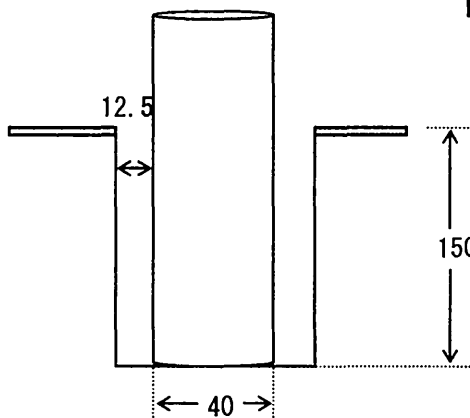
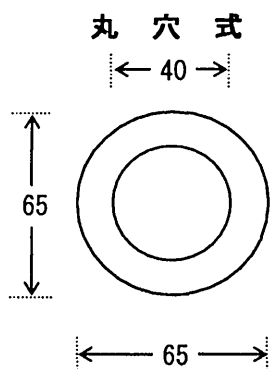


家屋新築に敷地内通過のケーブルが支障するため、ルート変更が必用なため。

標準掘削図

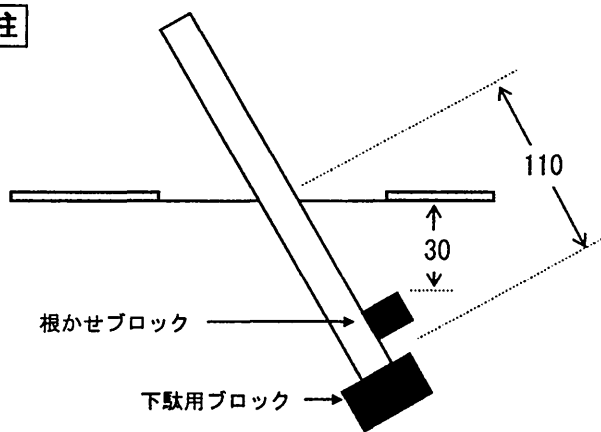
【単位：cm】

電話柱 支線柱

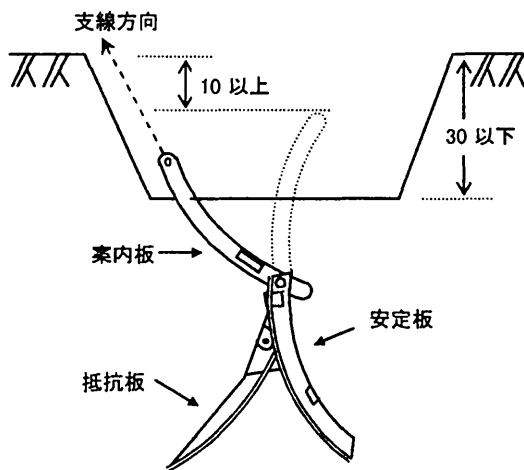
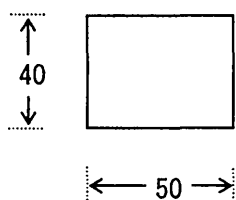


復旧面積
 $(0.65)^2 - \left(\frac{0.4}{2}\right)^2 \pi = 0.4225 - 0.1256 \approx 0.30\text{m}^2$

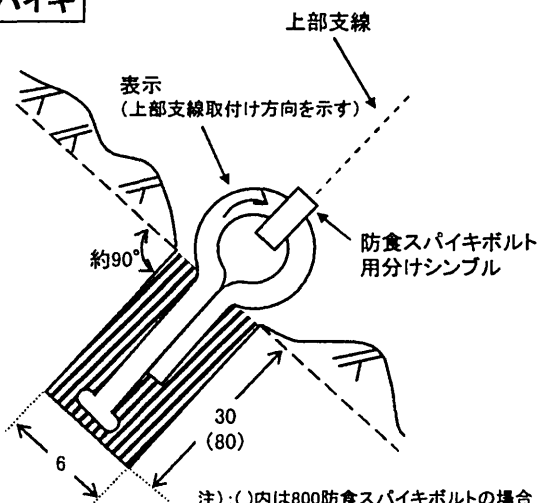
支柱



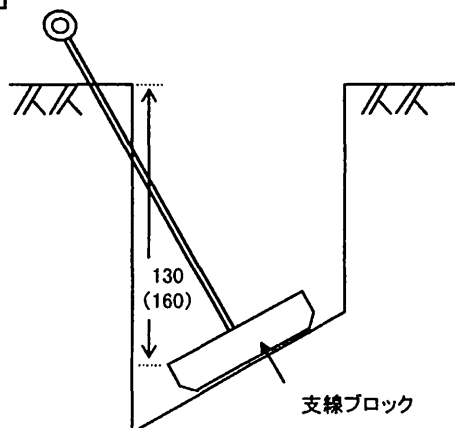
支線(アンカ)



スパイク



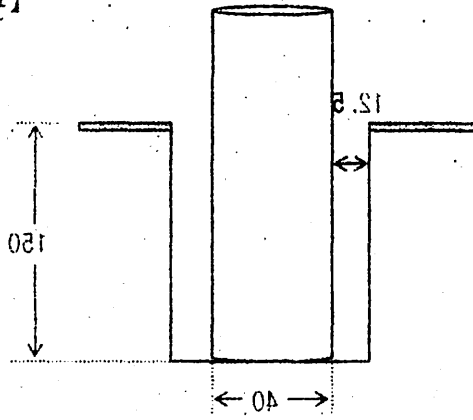
ブロック



注：()内は800防食スパイクボルトの場合

點 筆 磨 削 圖

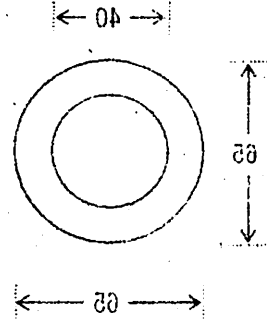
【單位：mm】



點筆支

磨削盤

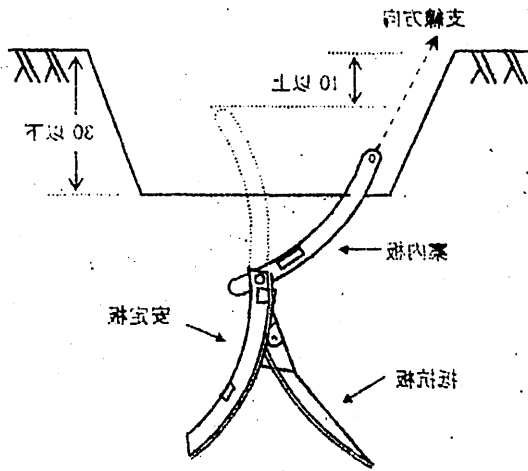
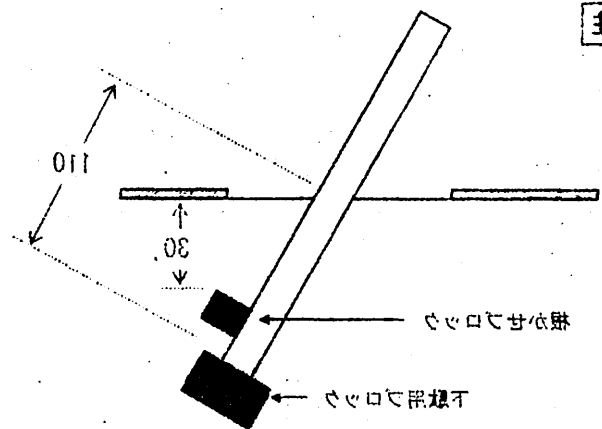
左穴皮



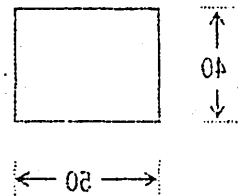
$$m08.0 = 0.02 \times \left(\frac{40}{2} \right) - (0.02) = 0.4552 - 0.1520 = 0.3032$$

磨削面直径

筆支

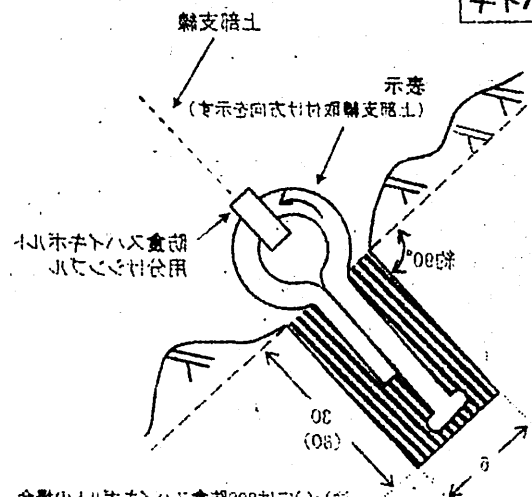
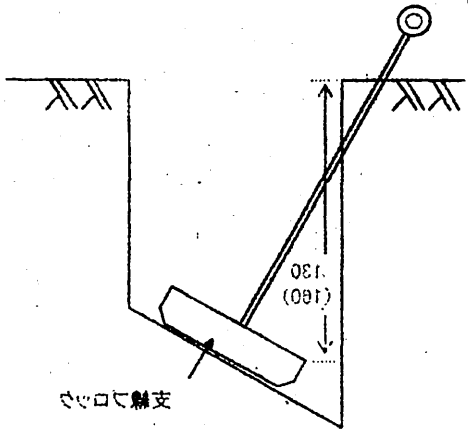


(磨削) 點筆



磨削盤

筆支



合點(0.1)示差(0.08)磨削盤(0.08)筆支(0.08)磨削針(0.08)

普通財産貸付書 (第)

延北川地第 6-2 号

平成 24 年 10 月 22 日

西日本電信電話株式会社
宮崎支店 支店長 池尻 親 様

延岡市長 首藤 正治












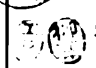
平成 24 年 10 月 16 日付で申請のあった普通財産の貸付申請については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	市有地
2. 所在地	北川町長井 6773 番地先
3. 貸付数量	本柱 1 本、支線 2 条 (NTT 電話柱)
4. 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5. 貸付期間	許可日から平成 25 年 3 月 31 日
6. 貸付料	金 310 円
7. その他	N 西九宮設サ総第 241192 号分 (平成 24 年 10 月 16 日付申請)

貸付条件

- 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- の 1 に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
- 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
- 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

課室名 北川町総合支所地域振興課

起案日		平成24年8月9日		決裁日		平成24年8月16日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
    		合 議 者					
							管財課長
							
							 
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

西日本電信電話株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町長井6773番地先 (NTT本柱・支線)
2. 貸付の相手方 宮崎市広島1丁目5番3号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店 支店長 池尻 親
3. 使用目的 認定電気通信事業の用に供するため
4. 貸付期間 許可日から平成25年3月31日まで (許可日は決裁日と可子)
5. 貸付料 413 円
6. 貸付料納付期限 平成25年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定

貸付料は延岡市道路占用料徴収条例により算定する。

なお、電柱・電話柱の本柱は、支線、支柱、支線柱を含めて一体的に電柱の機能をなしているため、本柱で使用料を徴収すれば、支線、支柱、支線柱も含んでいることとして、使用料は徴収しない。また、支線、支柱、支線柱のみが市有地内にある場合は、本柱分の使用料は徴収していないため、別途使用料を徴収する。

○本柱・・・620円/本(第1種電話柱)×1本=620円・・・①












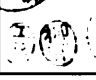
○支柱・・・62円/本(その他の柱類)×0本=0円・・・②

○支線・・・6円/m(共架電線その他上空に設ける線類)×0m=0円・・・③

①+②+③=620円(年額)

※ 貸付期間が1年未満のため、月割り計算とする。なお、1年未満の端数は1月として計算する。

$620円 \times 8/12月 = 413円$ (円未満切捨て)

		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成24年8月9日		決裁日		
				平成24年8月16日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者				主幹兼課長補佐	課長
	 Tel. 74313					
    		合 議 者				
						管財課長
						
						 
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要 ・ <input type="radio"/> 否

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

西日本電信電話株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町長井6773番地先 (NTT本柱・支線)
2. 貸付の相手方 宮崎市広島1丁目5番3号 西日本電信電話株式会社 宮崎支店 支店長 池尻 親
3. 使用目的 認定電気通信事業の用に供するため
4. 貸付期間 許可日から平成25年3月31日まで (許可日は決裁日と可子)
5. 貸付料 413 円
6. 貸付料納付期限 平成25年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定

貸付料は延岡市道路占用料徴収条例により算定する。

なお、電柱・電話柱の本柱は、支線、支柱、支線柱を含めて一体的に電柱の機能をなしているため、本柱で使用料を徴収すれば、支線、支柱、支線柱も含んでいることとして、使用料は徴収しない。また、支線、支柱、支線柱のみが市有地内にある場合は、本柱分の使用料は徴収していないため、別途使用料を徴収する。

○本柱・・・620円/本(第1種電話柱)×1本=620円・・・①

○支柱・・・62円/本(その他の柱類)×0本=0円・・・②

○支線・・・6円/m(共架電線その他上空に設ける線類)×0m=0円・・・③

①+②+③=620円(年額)

※ 貸付期間が1年未満のため、月割り計算とする。なお、1年未満の端数は1月として計算する。

$620円 \times 8/12月 = 413円$ (円未満切捨て)

普通財産貸付申出書

平成24年 8月 9日
N西九宮設サ総第 240816号

延岡市長

首藤正治様

(北川町総合支所 地域振興課)

申請者 住所 宮崎市広島1丁目5番3号
西日本電信電話株式会社 宮崎支店

氏名 支店長 池 尻 親 (印)

担当 〒880-0806 宮崎市広島1丁目5番3号
(株)NTT西日本-九州 宮崎事業部
亀井 滋 TEL.0985-23-8458

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

普通財産の 表 示	種類	①.土地 2.建物 3.その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井6773 番地先
借 受 目 的	用途	認定電気通信事業の用に供するため。
	数量	電話柱新設 1本 鋼管柱 支線新設 1条 高耐食鋼より線
	理由(詳細に)	民地所有者より土地の区画を整理するため、移転申請があり他に移転する場所等がないため、市所有地に電柱・支線等の建設をお願い致します。
借 受 期 間	平成 年 月 許可日 から 平成 年 月 日	
4. 貸 付 料	有償 無償 減免を希望する場合はその理由	
添 付 書 類	物件調査・明細書・位置図・断面図・標準掘削図	

占用明細書(線路)

サービス総合工事 【設計者: XXXXXXXXXX】

工事名 【(線路)支障移転工事(損益)】

管理番号 【628106 (2431031)】

整理 No.	電 話 柱 番 号	電話柱			支線柱			支 柱			支 線			記 事 欄	収容局
		新 設	建 替	廃 止	新 設	建 替	廃 止	新 設	建 替	廃 止	新 設	取 替	廃 止		
1	俵野幹 8R1R1	1									1			市有地(地域振興課) 延岡市北川町長井6773 番地先	北 川
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
合 計		1									1				

作成者 村山正洋

(密 縣) 書 冊 用 占

[國 光 未 香 信 器] 專 工 合 錄 入 一 廿
 [(益 計) 專 工 轉 辦 支 (稅 縣)] 各 專 工
 [(1801849) 001859] 專 審 照 管

圖 容 助	辦 專 5 誌	辦 支		并 支		并 辦 支		并 罰 罰		電 話 柱 番 号	登 照 号
		與 取 上	辦 取 上	與 取 上	辦 取 上	與 取 上	辦 取 上	與 取 上	辦 取 上		
北 川	延 岡 市 北 川 區 長 井 9228 番 地 所 (縣 民 課 地 址) 市 中 市 所	1						1		841R1	1
											2
											3
											4
											5
											6
											7
											8
											9
											10
											11
											12
											13
											14
											15
											16
											17
											18
											19
											20
											21
											22
											23
											24
		1						1		合 計	

位置図

児玉 守

申請箇所
俵野幹8R1R1

北川町 長井6773
井本 一盛

御陵伝設地

北川町 長井672
北川町 長井672

北川町 長井6623

北川町 長井6646

北川町 長井6655

北川町 長井6655

北川町 長井6633

北川町 長井6634

北川町 長井6660

北川町 長井6633

北川町 長井6622

北川町 長井6662

北川町 長井6623

北川町 長井6624

北川町 長井6624

北川町 長井6622

北川町 長井6622

北川町

現 場 写 真

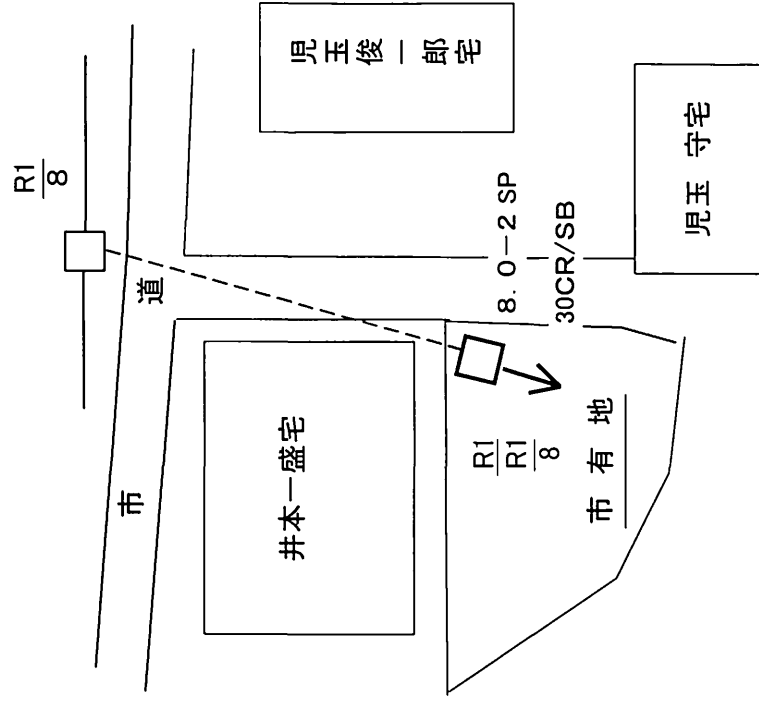


線 路 名

依野幹 8R1R1号

電話柱新設 8.0-2SP 鋼管柱

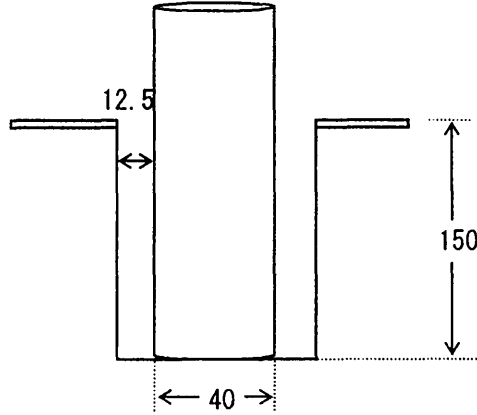
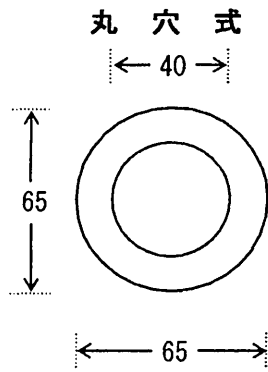
支線新設 30CR/SB 高耐食鋼より線



標準掘削図

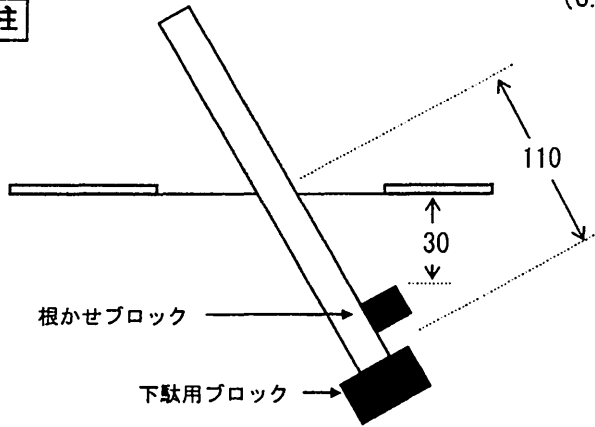
【単位：cm】

電話柱 支線柱

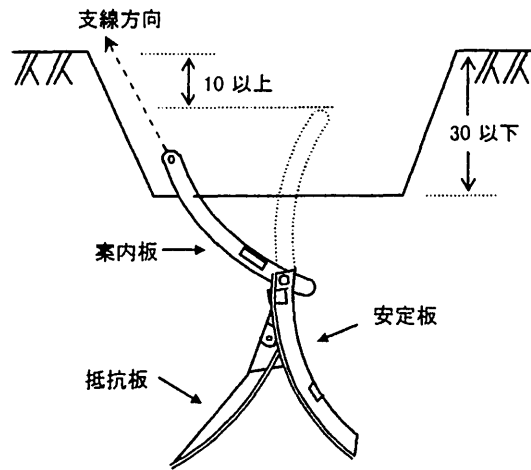
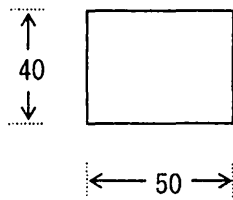


復旧面積 $(0.65)^2 - (\frac{0.4}{2})^2 \pi = 0.4225 - 0.1256 \approx 0.30\text{m}^2$

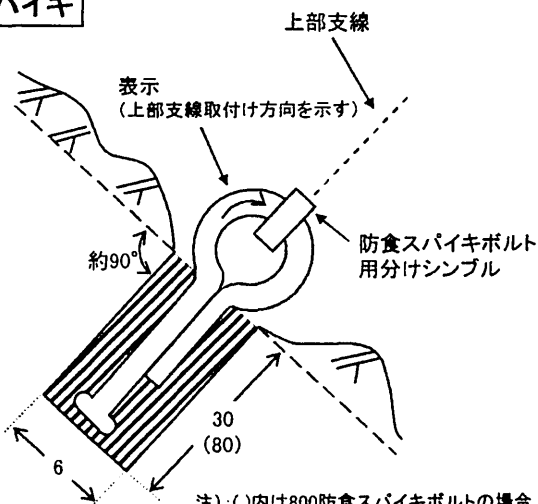
支柱



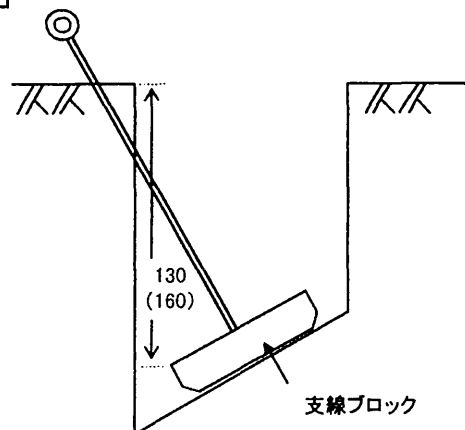
支線(アンカ)



スパイキ



ブロック



注) ()内は800防食スパイキボルトの場合

普通財産貸付書

延北川地第 6-1号
平成24年8月16日

西日本電信電話株式会社
宮崎支店 支店長 池尻 親 様

延岡市長 首藤 正治

平成24年8月9日付で申請のあった普通財産の貸付申請については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	市有地
2. 所在地	北川町長井6773番地先
3. 貸付数量	本柱1本、支線1本 (NTT電話柱)
4. 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5. 貸付期間	許可日から平成25年3月31日
6. 貸付料	金620円
7. その他	N西九宮設サ総第240816号分 (平成24年8月9日付申請)

貸付条件

- 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
- 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
- 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

首藤 正治

普通財産貸付書

延北川地第 6-1 号
平成 24 年 8 月 16 日

西日本電信電話株式会社
宮崎支店 支店長 池尻 親 様










延岡市長 首 藤 正 治

平成 24 年 8 月 9 日付で申請のあった普通財産の貸付申請については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	市有地
2. 所在地	北川町長井 6773 番地先
3. 貸付数量	本柱 1 本、支線 1 本 (NTT 電話柱)
4. 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5. 貸付期間	許可日から平成 25 年 3 月 31 日
6. 貸付料	金 413 円
7. その他	N 西九宮設サ総第 240816 号分 (平成 24 年 8 月 9 日付申請)

貸付条件

- 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
- 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
- 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

起案日		平成24年9月12日		決裁日		平成24年9月14日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					主幹兼課長補佐	課長
	 Tel 74313						
		意見					
		合議者					管財課長
							
		意見					
広報のべおかへの掲載	要・ <input type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要・ <input type="radio"/> 否		

件名 市有地の普通財産の貸付けについて

(別紙 枚)

九州電力株式会社より本総合支所管内の市有地について、別紙のとおり普通財産貸付の申請がありましたので、下記のとおり貸付を行います。なお、決裁の上は、別紙のとおり普通財産貸付書を交付します。

記

1. 貸付物件 延岡市北川町長井俵野(九州電力本柱・支線等)
2. 貸付の相手方 延岡市東本小路96番地2 九州電力株式会社 延岡営業所 所長 宮元 武次
3. 使用目的 電柱(本柱1本・支線1条)の敷設のため
4. 貸付期間 平成24年9月18日～平成25年3月31日まで
5. 貸付料 641円 /
6. 貸付料納付期限 平成25年3月31日 (裏面へつづく)

7. 貸付料の算定根拠

(ア) 本柱1本あたりの単価(第2種電柱)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(本柱1本あたり年間) 1,100円

(イ) 支柱1本あたりの単価(その他の柱類)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(支柱1本あたり) 62円

(ウ) 支線1mあたりの単価(共架電線その他上空に設ける線類)

延岡市道路占用条例の規程に基づく単価(支線1mあたり) 6円

※ただし、本柱と支柱・支線は一体的なものであり、本柱で占用料を徴収する場合は、支柱・支線の占用料は免除する。

○貸付料算定

本柱 1,100円/本×1本=1,100円(年額)

※ 貸付期間が1年未満のため、月割り計算とする。なお、1月未満の端数は1月として計算する。

$1,100円 \times 7/12月 = 641円$ (円未満切捨て) /

以上

様式第9号 (第18条)

普通財産貸付申請書

平成24年 9月 / 2日

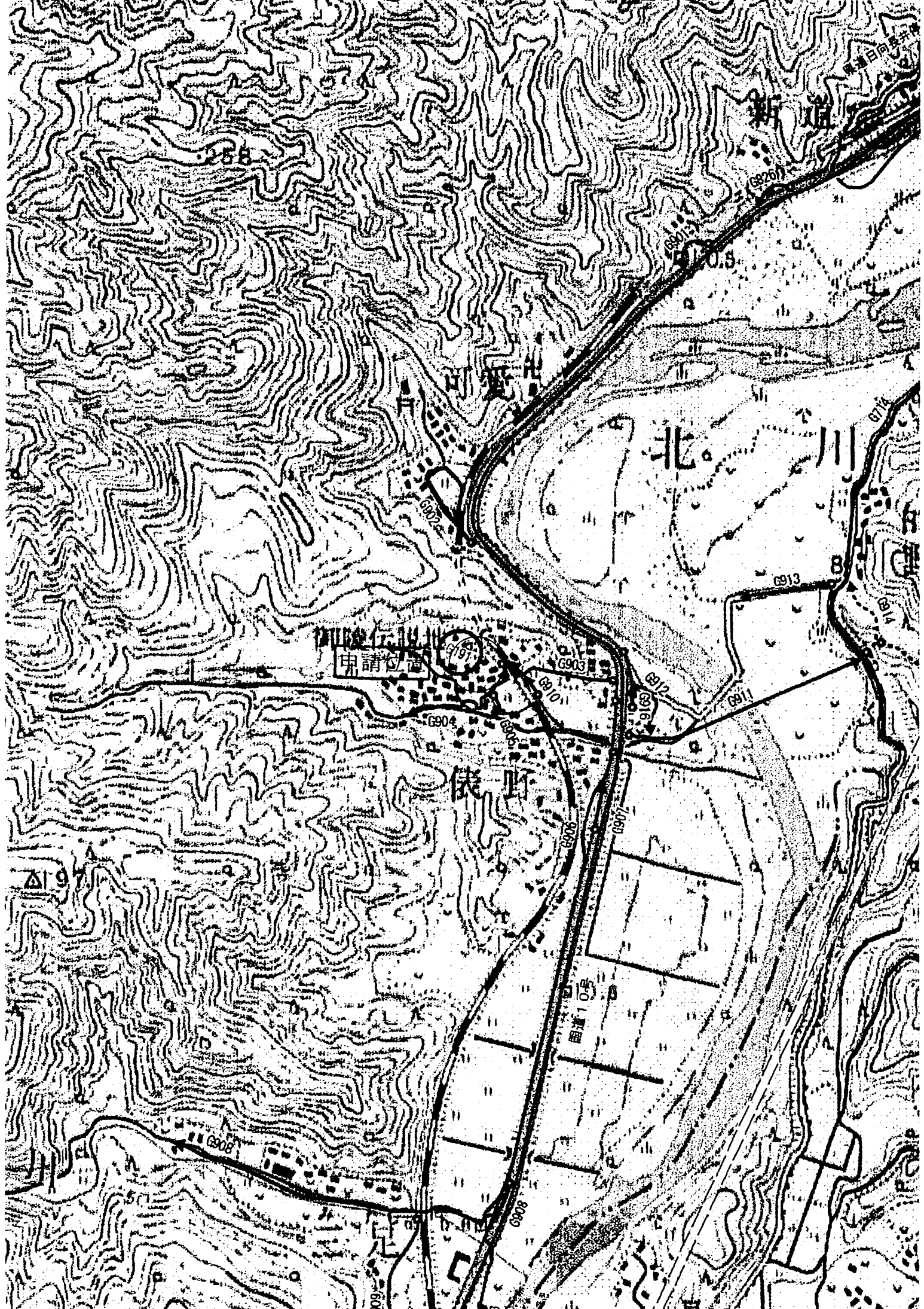
延岡市長 首藤 正治 様

住所 延岡市東本小路96番地2
申請者 九州電力株式会社延岡営業所
氏名 所長 宮元 武次



次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表 示	種 類	① 土 地 2. 建 物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井俵野
2. 借 受 目 的	用 途	配電線路電柱支線敷
	数 量	本柱1本、支線1条
	理由 (詳細に)	・一般建築障害に伴う電柱支障移設工事のため
3. 借 受 期 間	平成24年 9月18日から平成23年 3月31日まで	
4. 貸 付 料	有償 無償 減免を希望する場合はその理由	
5. 添 付 書 類	別紙のとおり	



配電工事施工図(平面図)

工事No. 329T0

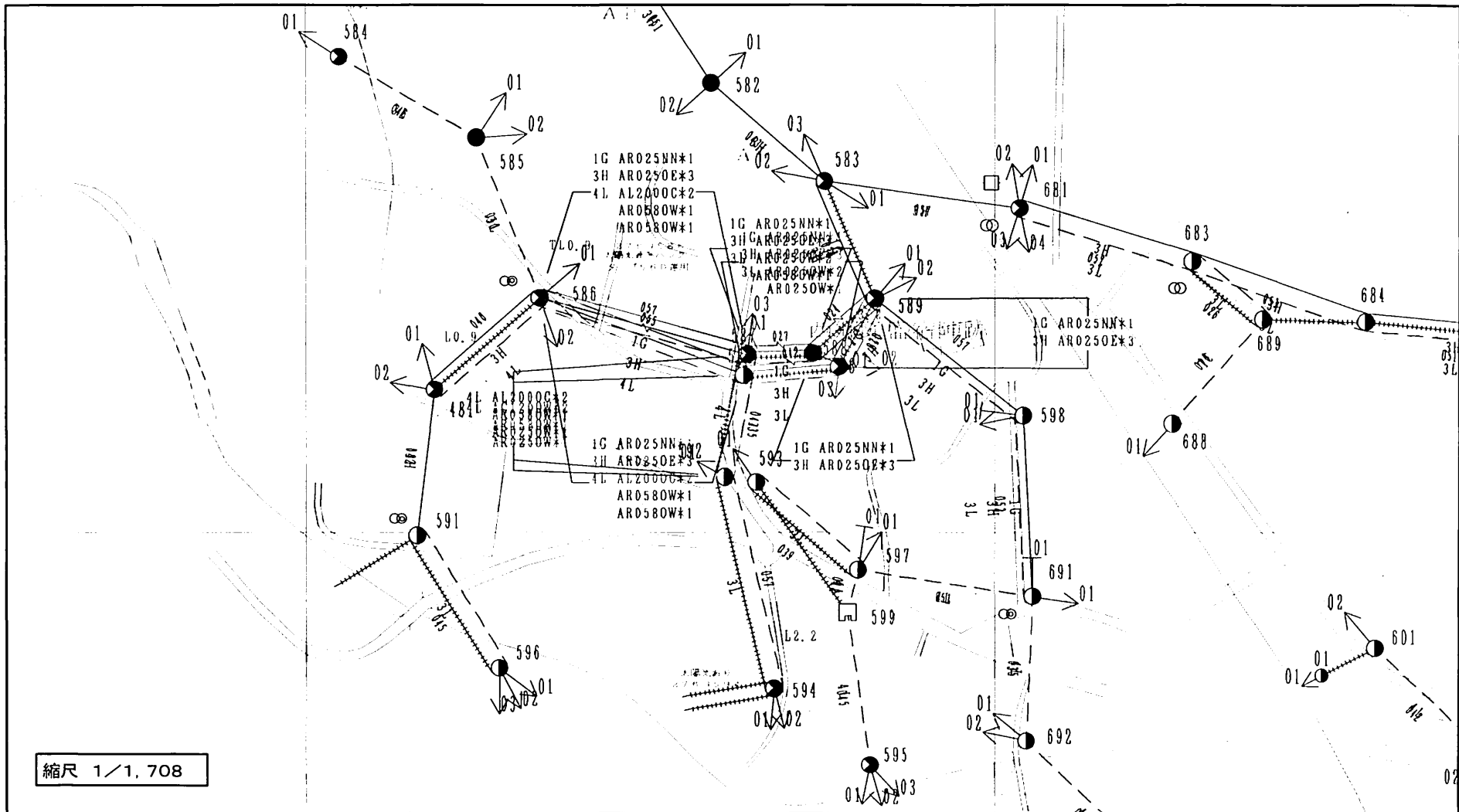
保存年 7

出力日付: 12年 9月18日 1頁

営業所 延岡	工事No 329T0	設計区分 実施	工事種別 要請	工事項目 一般宅地造成	工事件名 要127 電柱支障
-----------	---------------	------------	------------	----------------	-------------------

管理区
276日

設計 9/11	設計者 [Redacted]	決裁(審査) 9/11	決裁 9/11
竣工	工事者 /	審査 /	決裁(審査) /
		決裁 /	決裁 /



縮尺 1/1,708

工事No. 329T0

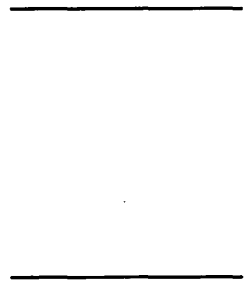


276E588

本柱
支線

FP15-1000

90SQ



普通財産貸付書 (印)

延北川地第 5-1 号

平成 24 年 9 月 14 日

九州電力延岡営業所
所長 宮元 武次 様










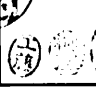
延岡市長 首藤 正治

平成 24 年 9 月 12 日付で申請のあった普通財産の貸付については、
次の条件を付して貸し付ける。

1. 貸付財産名	土地
2. 所在地	延岡市北川町長井俵野
3. 貸付数量	本柱 1 本 支線 1 条
4. 貸付目的	電力の供給
5. 貸付期間	平成 24 年 9 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日
6. 貸付料	金 641 円 /
7. その他	電柱 No. 276 ㊦ 588

貸付条件

1. 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
2. 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
3. 次の各号の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
4. 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
5. 借受人はその責に帰する理由により、貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
6. 貸付期間が満了したとき又は貸付を取り消したときは、すみやかに現状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成24年9月14日		決裁日			
				平成24年9月18日			
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者					主幹兼補佐	課長
							
課員							
  		合議者					
							管財課長
							
							 
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	


件名 普通財産(俵野市有地)の貸付について

(別紙 枚)

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

1. 貸付物件 (種別)土地 (所在地)延岡市北川町長井6731番4 (面積)168㎡

2. 賃借人 延岡市北川町 

3. 貸付目的 用壁工事作業道として

4. 貸付期間 平成24年9月18日から平成24年10月17日

裏面につづく

5. 貸付料 2,308円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/㎡) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(俵野地区、宅地): 4,200円/㎡

※ $4,200円 \times 168㎡ \times 4/100 = 28,224円$ (年額)

貸付期間が1年未満なので、月割り及び日割りで計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成24年9月18日 ～平成24年10月17日	9/18～30日	日割分	13/30日	1,019円
	10/1～17日	日割分	17/31日	1,289円
貸付料計				2,308円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成24年9月 日

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

平成24年9月14日

延岡市長

首藤正治様

住所

〒110-0001 [Redacted]

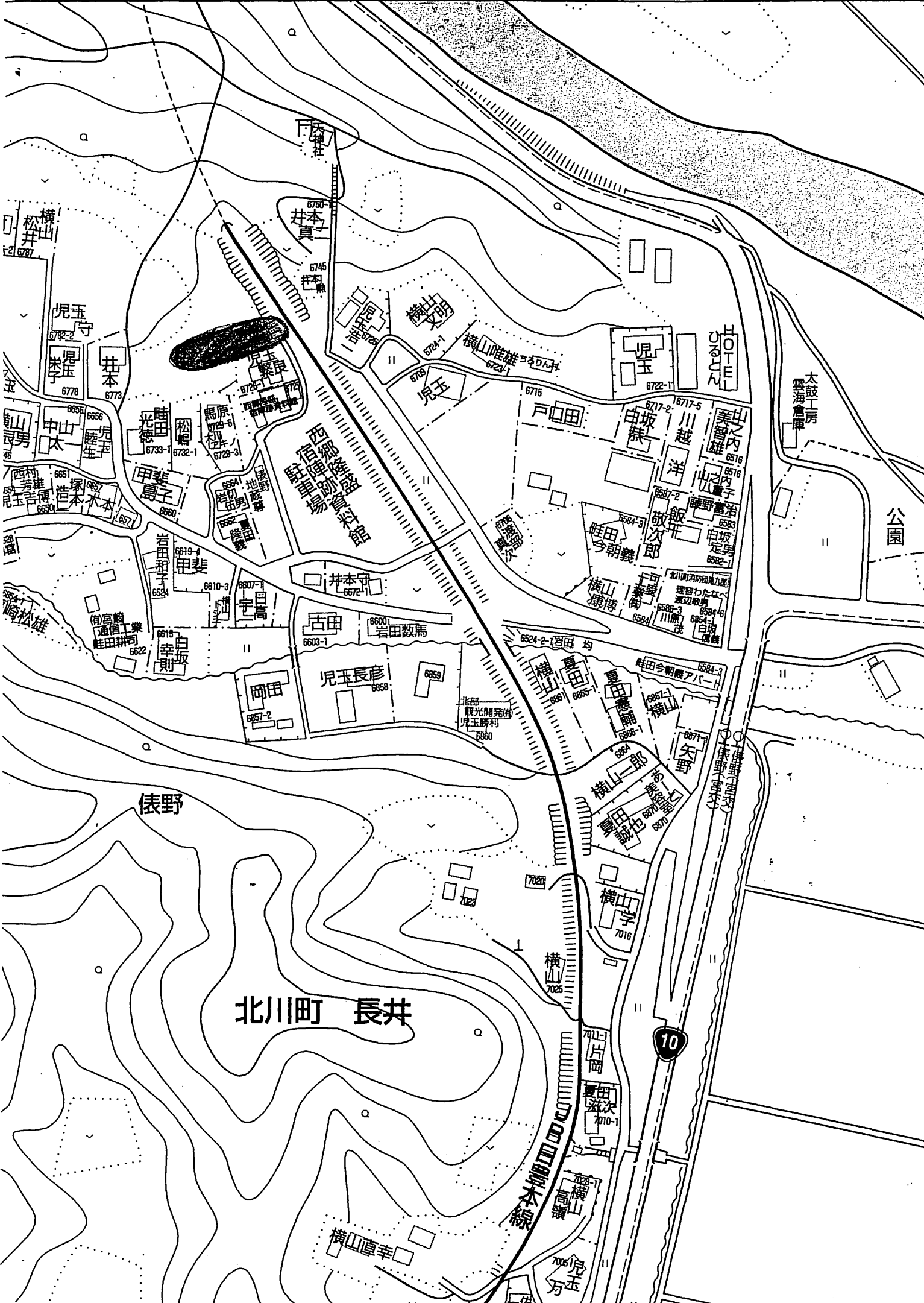
申請者

氏名

[Redacted]

次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1. 普通財産の 表示	種類	① 土地 2. 建物 3. その他 ()
	所在地	延岡市北川町長井6731-4
2. 借受目的	用途	用壁工事作業道として
	数量	168 m ²
	理由(詳細に)	私有地の擁壁工事を行うが、重機や車両が通行可能な工事用道路が確保困難なため、市有地を作業道として使用したい。
3. 借受期間	平成24年9月18日 から 平成24年10月17日	
4. 貸付料	有償 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5. 添付書類	申請位置図・平面図・写真	



横山
松山
21677

児玉
守
678-2
児玉
孝子
678
井本
6773

中山
太一
6656
松山
良男
36
西村
秀雄
6651
児玉
吉博
6654
6577

向高橋
通信工業
鞋田耕司
6822
6619
白
幸則
6594
6610-3
6607-1
市
田高

岡田
6857-2
6859
6600
岩田
数馬

依野

北川町 長井

横山
直幸
705

横山
孝
705
児玉
守
705

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

井本
真
6760
井本
真
6745

横山
文
明
6724-1
6724-1
6724-1

横山
隆雄
6724-1
6724-1
6724-1

阿波野
留安
留安
留安

井本
守
6721
6721
6721

古田
6603-1
6603-1
6603-1

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

横山
孝
7016
7016
7016

大鼓
工房
雲海
倉庫

公園

10

本線

土地賃貸借契約書 (4)

賃貸人 延岡市 (以下「甲」という。) と賃借人 [REDACTED] (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (m ²)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00 m ²

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成24年9月18日から平成24年10月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金2,308円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月 日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤 正治

乙 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井6731番4の一部	168.00㎡

第3条 乙は、貸付物件を用壁工事作業道として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年9月18日から平成24年10月17日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金2,308円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

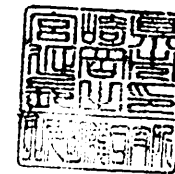
第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年9月18日








甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市
市長 首藤正



乙 住所： 比い町 [REDACTED]

氏名： [REDACTED]

		課室名		北川町総合支所地域振興課			
起案日		平成24年8月1日		決裁日		平成24年8月3日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案者 責任者					主幹兼補佐	課長
							
課員							
  		合議者					
							管財課長
							
							
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名 普通財産(家田市有地)の貸付について

(別紙 枚)

本総合支所管内の市有地につきまして、別紙のとおり普通財産の貸付申請がありましたので、下記のとおり貸付けます。なお、決裁の上は、別紙(案)のとおり土地賃貸借契約を締結します。

記

- 貸付物件 (種別)土地 (所在地)延岡市北川町長井672番1 (面積)225㎡
- 賃借人 福岡市中央区荒戸1丁目1番6号
三井住建道路株式会社九州支店 執行役員支店長 松井隆幸
- 貸付目的 東九州道(県境～北川)家田地区舗装工事の現場事務所
- 貸付期間 平成24年8月6日から平成24年12月27日

裏面につづく

5. 貸付料 12,715円

6. 貸付料の算定

延岡市公有財産取扱規則第20条の規定により、延岡市財産条例第9条の規定を準用する。

【土地】

◎算定方法 近傍類似固定資産税評価額(円/m²) × 使用面積 × 4/100

近傍類似固定資産税評価額(無田地区、宅地):3,600円/m²

※ 3,600円 × 225m² × 4/100 = 32,400円(年額)

貸付期間が1年未満なので、月割^{日割}り計算する。

貸付期間	内 訳			貸付料
平成24年8月6日	8/6~31日	日割分	26/31日	2,264円
~平成24年12月27日	9~11月	月割分	3ヶ月	8,100円
	12/1~27日	日割分	27/31日	2,351円
	貸付料計			12,715円

※円未満切り捨て

7. 納付期限 平成24年 月 日

様式第9号(第18条)

普通財産貸付申請書

平成24年 8 月 / 日

延岡市長 首藤 正治 様

住所 福岡市中央区荒戸1丁目1番6号

申請者 氏名 三井住建道路株式会社九州支店

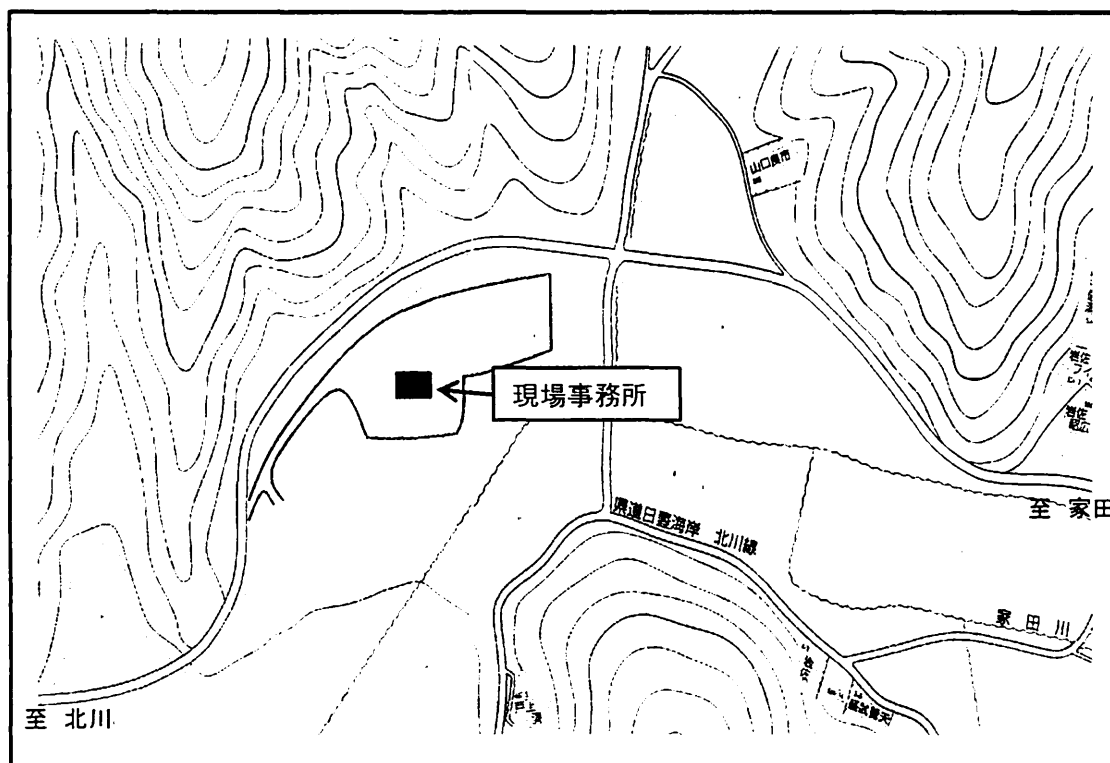
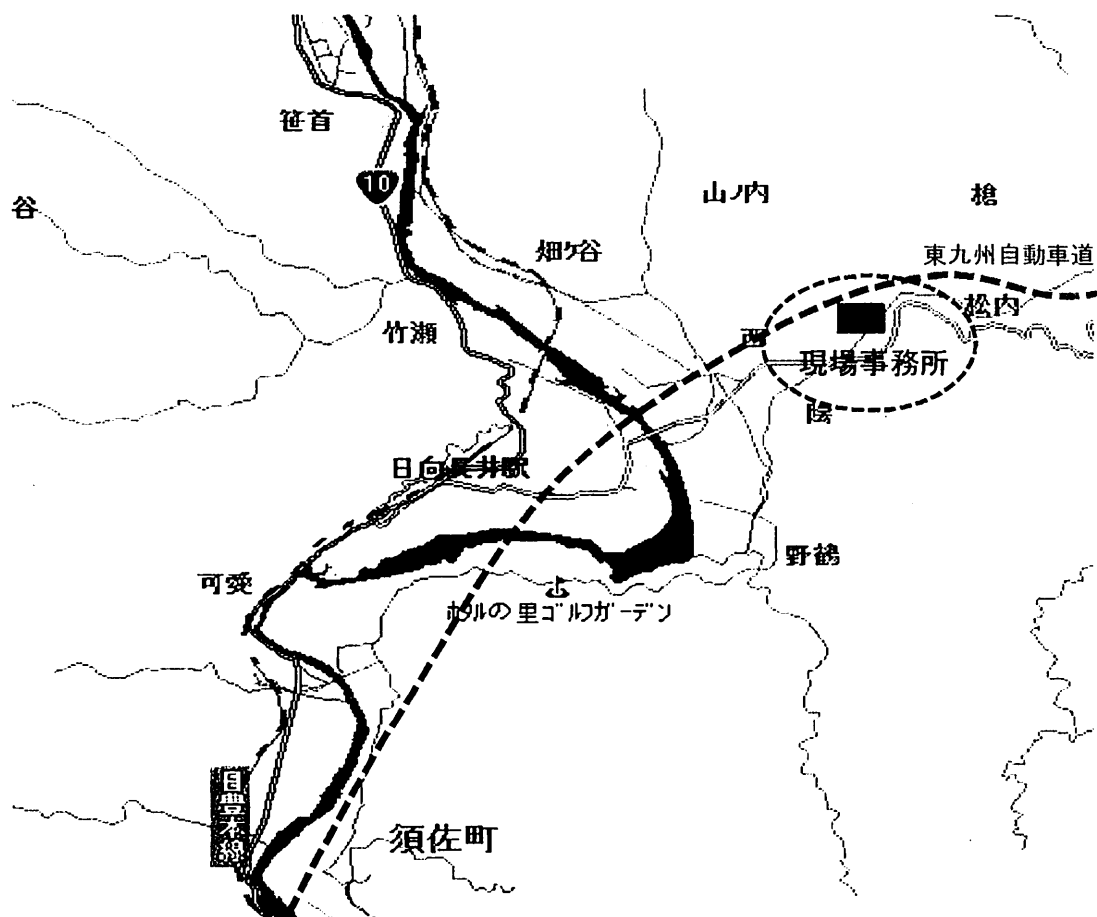
執行役員支店長 松井隆幸



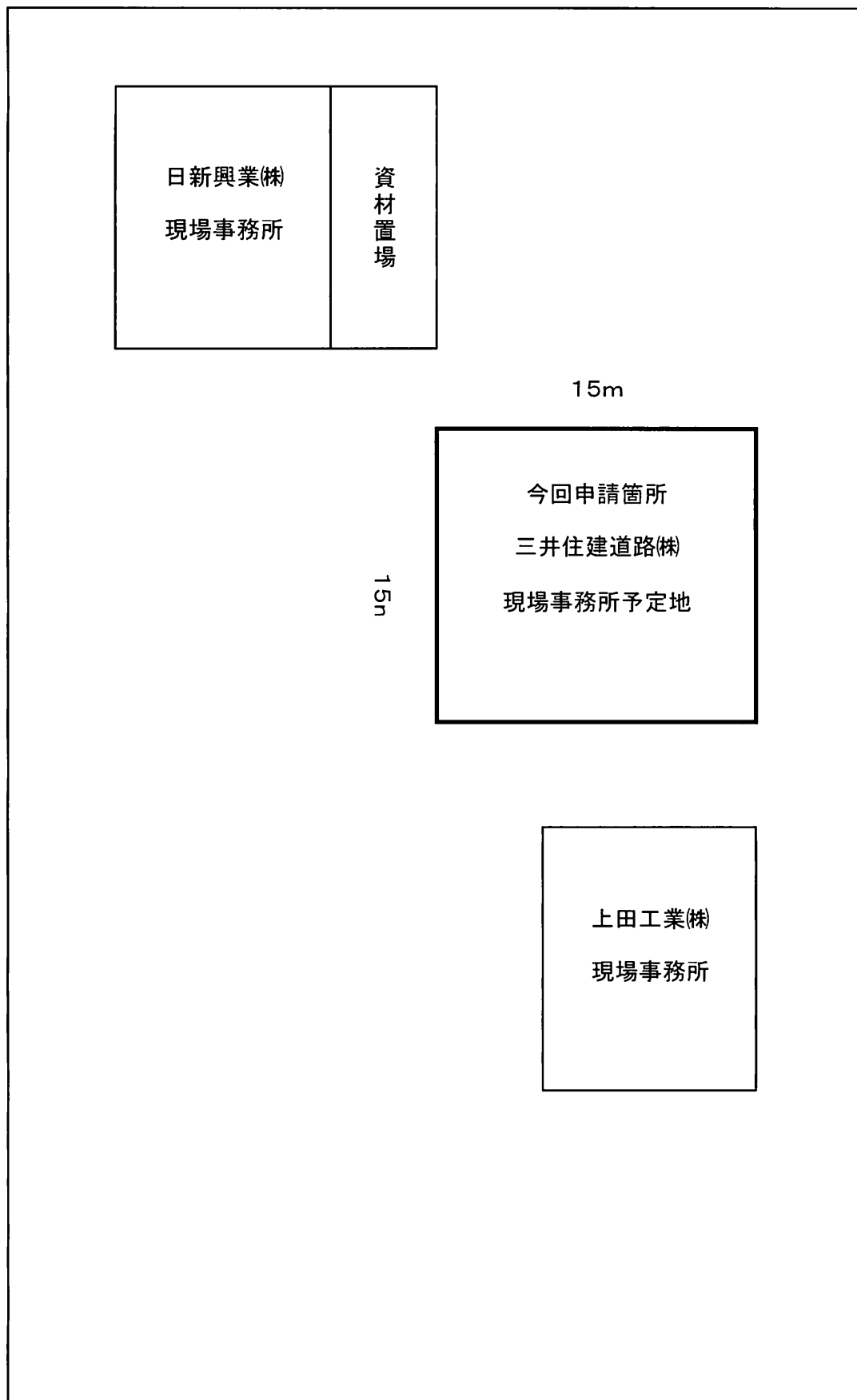
次のとおり普通財産を借り受けたいので、貸付けてくださるよう申請します。

1、普通財産の表示	種類	① 土地 2 建物 3 その他()
	所在地	延岡市北川町長井672-1
2、借受目的	用途	現場事務所
	数量	225m ²
	理由(詳細に)	国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所 発注工事のうち 東九州道(県境～北川)家田地区舗装工事 の現場事務所設置のため
3、借受期間	平成24年 8月 1日から平成24年12月27日まで	
4、貸付料	<input checked="" type="checkbox"/> 有償 <input type="checkbox"/> 無償 ※減免を希望する場合はその理由	
5、添付資料	現場事務所位置図 現場事務所平面図 写真	

現場事務所位置図



現場事務所平面図





事務所設置予定地(申請箇所) 15m × 15m

土地賃貸借契約書 (印)

賃貸人 延岡市 (以下「甲」という。) と賃借人 三井住建道路株式会社九州支店 (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井672番1の一部	225.00㎡

第3条 乙は、貸付物件を現場事務所等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間 (以下「貸付期間」という。) は、平成24年8月6日から平成24年12月27日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料 (以下「貸付料」という。) の額は、金12,715円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年7月26日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤正治

乙 住所：_____

氏名：_____

土地賃貸借契約書

賃貸人 延岡市（以下「甲」という。）と賃借人 三井住建道路株式会社九州支店（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有地について賃貸借契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

所在地番	地積 (㎡)
延岡市北川町長井672番1の一部	225.00㎡

第3条 乙は、貸付物件を現場事務所等として使用する。

第4条 貸付物件の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成24年8月6日から平成24年12月27日までとする。

2 前項の貸付期間終了後は、この契約を更新しないものとする。

第5条 乙は、前条に規定する貸付期間内に貸付物件を甲より買い取るものとする。

第6条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、金12,715円とする。

2 貸付期間に1年に満たない端数期間がある場合において、当該端数期間にかかる貸付料は、前項の貸付料に基づき月割計算により算出した額とする。当該貸付1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは日割をもって計算した額とする。

第7条 貸付料は、毎年甲が発行する納入通知書により納期限までに指定の金融機関に納入するものとする。

第8条 甲は、契約期間内であっても経済状態の変化及び固定資産税評価額等の改定、その他正当な理由がある場合においては、甲の定める貸付料算定基準に基づき貸付料を変更することができる。

第9条 乙は、納期限までに第5条に規定する貸付料を支払わない場合には、その翌日から支払った日までの遅延損害金として年14.6%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第10条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、もしくは貸付物件上に所在する自己所有の建物その他工作物等について増改築等により現状の変更をしようとする場合には、あらかじめその計画書を甲に提出して、その承認を受けなければならない。

第11条 乙は、次の行為をしてはならない。

- 貸付物件に関する権利を第三者に譲渡もしくは転貸すること。
- この契約の第3条に規定する目的以外に使用すること。

第12条 甲は次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

- 乙が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。
- 乙が、第10条の規定に違反したとき。
- 乙が、破産したとき。
- 甲において、貸付物件を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

2 乙は、第4条に定める貸付期間にかかわらず何時にても本契約を解除できる。

第13条 乙は、貸付期間が満了した場合又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

第14条 契約期間中、乙は、その責めに帰する事由により貸付物件に損害を与えた場合には甲に対しその損害を賠償しなければならない。但し、乙において当該物件を原状に回復した場合、及び当該物件の損害が天災によるもので、その原因が乙の故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

第15条 この契約に規定する事項について疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年8月3日

甲 住所：延岡市東本小路2番地1

氏名：延岡市

市長 首藤 正



乙 住所：福岡市中央区荒戸1丁目1番6号

三井住建道路株式会社九州支店

執行役員 支店長 松井 隆幸

氏名：



臺灣長南書局發行

此書係根據最新科學原理編纂而成，內容詳盡，圖文並茂，為目前最權威之參考資料。

本書共分十卷，每卷均附有精美插圖，以便讀者更直觀地了解各項科學知識。

卷一	卷二	卷三	卷四	卷五
物理學	化學	生物學	地質學	天文學

本書不僅適合學生閱讀，亦是專業人士必備之工具書。歡迎各界人士踴躍訂購。

總發行所：臺灣長南書局，地址：臺北市中正路123號。

電話：(02) 12345678。歡迎來函諮詢。

本書定價：每套新台幣1000元。郵費在內。

凡購滿十套以上者，另有優惠。詳情請洽本局。

本局備有各種新書，歡迎參觀選購。

地址：臺北市中正路123號。電話：(02) 12345678。

本局承辦各種印刷業務，品質優良，交貨迅速。

歡迎各界人士垂詢。本局竭誠為您服務。

本局地址：臺北市中正路123號。電話：(02) 12345678。

本局備有各種新書，歡迎參觀選購。

本局承辦各種印刷業務，品質優良，交貨迅速。

本書係根據最新科學原理編纂而成，內容詳盡，圖文並茂，為目前最權威之參考資料。

本書共分十卷，每卷均附有精美插圖，以便讀者更直觀地了解各項科學知識。

本書不僅適合學生閱讀，亦是專業人士必備之工具書。歡迎各界人士踴躍訂購。

總發行所：臺灣長南書局，地址：臺北市中正路123號。

電話：(02) 12345678。歡迎來函諮詢。

本書定價：每套新台幣1000元。郵費在內。

凡購滿十套以上者，另有優惠。詳情請洽本局。

本局備有各種新書，歡迎參觀選購。

本局承辦各種印刷業務，品質優良，交貨迅速。

歡迎各界人士垂詢。本局竭誠為您服務。

本局地址：臺北市中正路123號。電話：(02) 12345678。

本局備有各種新書，歡迎參觀選購。

本局承辦各種印刷業務，品質優良，交貨迅速。

歡迎各界人士垂詢。本局竭誠為您服務。

本局地址：臺北市中正路123號。電話：(02) 12345678。

本局備有各種新書，歡迎參觀選購。



中華民國中央研究院
文哲研究所藏書
特製書牌

		課室名		北川・地域振興課	
起案日		平成24年8月27日		決裁日	
				平成24年8月31日	
課内		検討者			決裁者
担当者	起案者				主幹兼 課長補佐
	Tel 74313				
		意見			
		合議者			
	須藤 甲斐				管財課長
	藤田 深田				松田
		意見			
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載	
				要・否	

件名：北川町総合支所管内市有地除草業務の予算執行について（伺い）

標記の件について、下記のとおり予算を執行してよろしいか伺います。

記

1. 業務内容 平成24年度 北川町総合支所管内市有地除草業務
2. 業務場所 延岡市北川町長井2654番地25外（別紙一覧のとおり）
3. 業務期間 契約締結日から1ヶ月以内
4. 予算措置 総務費 総務管理費 財産管理費 財産管理経費
財産管理事務費 役務費 手数料 500,000円
5. 契約方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当）
※別紙随意契約理由書参照

（以上）

随意契約理由書

見積に付する 事 項	平成24年度 北川町総合支所管内市有地除草業務
履 行 場 所	延岡市北川町長井2654番地25外
予 定 価 格	500,000円
地 方 自 治 法 施行令第167 条の2第1項中 の該当する号	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
随 意 契 約 に 付 する 理 由	高年齢者の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第2項に規定するシルバー人材センターから、延岡市契約規則第19条の2で定める手続きにより役務の提供を受ける契約であるため。

◇見積書を徴する相手方の数・根拠法令等

見積書を徴する 相手方の数・ 根 拠 法 令	1者 公益社団法人 延岡市シルバー人材センター 延岡市西階町1丁目2408番地1 延岡市契約規則第21条第2項第2号ア
※見積書を徴する 相手方の数が1者 のときは、その理由 及び相手方の 氏名・住所等	【契約の相手方の選定基準】 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第2項に規定するシルバー人材センターであって、その主たる事務所の所在地が延岡市内であるもの」
担 当 者 氏 名	北川町総合支所 地域振興課 総務防災係 主任主事 北林 千春 （内線）74313

平成24年8月27日

随意契約理由書作成者

北川町総合支所 地域振興課長 小 野



市有地除草業務仕様書

《 除草業務 》

1. 目的

病虫害の防除や防災等のための除草を主たる目的とする。

2. 除草実施場所

平成24年度の除草実施場所一覧のとおり（総地積21,779㎡）

留意事項

【 除草時 】

- (1) 薬剤の散布はしないこと。
- (2) No.7の地番槍584-4は果樹園のため、樹木を傷つけないよう気を付けること。
除草後は、果樹の根本に寄せておくこと。
- (3) No.11～No.15は、除草後の草木は搬出すること。その他の地番は除草のみとする。
- (4) 薊りむら、薊り残しがないよう均一に刈り込むこと。

4. 業務管理

作業前・中・後には、地番ごとの写真（台紙A-4縦）や業務完了までの必要書類はその都度、提出のこと。















5. その他

- (1) 履行期間中の安全確保に関しては、常に安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 工事实施の各段階において周辺環境の保全に努め第三者からの苦情が無いよう誠意を以って対応すること。
- (3) 業務遂行上支障が出た場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。
- (4) 除草機器（薊払機等）の燃料費・刃等の消耗品は見積もりに含まれるものとする。

平成24年度の草刈実施場所一覧

No.	字	地番	枝番	地目	地積(m ²)	
1	上大鶴	2654	25	畑	512	
2	家田	1550	1	畑		除外
3	家田	1817		田	479	
4	大門	1471	1	田		除外
5	藤迫	336		田	686	
6	藤迫	337	2	田	665	
7	槍	584	4	雑種地	3,277	
8	槍	590		雑種地	1,753	
9	槍	593		宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	5,423	
10	無田	599		田	632	
		600		田	709	
		601		田	610	
		602		田	1,102	
		603	1	田	281	
		603	2	田	320	
		604		田	646	
		605		田	1,150	
606		田	1,395			
11	曾立	7027	4	宅地	409	
12	曾立	7020		宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	196	
13	曾立	7004		田	981	
14	白石	7509	52	宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>	553	
		7509	58			
15	瀬口	3175	47	宅地 <small>(建物敷地分除く)</small>		除外
合計21筆					21,779	

※No.2、No.4、No.15は除草の必要が無いため本年度は除外する。

		課室名		北川町総合支所地域振興課		
起案日		平成24年11月20日		決裁日		
				平成24年11月30日		
課内		検討者				決裁者
担当者	起案責任者				次長	総合支所長
	北川町総合支所 地域振興課長  Tel. 74311					
	主幹兼課長補佐 					
		合議者				
					管財課長	財政課長
	 					
					 	
広報のべおかへの掲載		要	・	<input type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	要
						・
						<input type="checkbox"/>

件名 法定外公共物の用途廃止財産(北川町川内名字荒谷内)の処分について(伺い)

(別紙 枚)

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)」に基づき、国から贈与を受けた法定外公共物(里道)について、隣接所有者から譲渡申請書が提出されております。

申請地は、今後機能回復の見込みのない土地で、申請者以外に利用目的のない土地であるため、後記により申請者へ譲渡します。

なお、決裁の上は、申請者に別紙「市有財産譲渡決定通知書」により通知した後、別紙「市有財産売買契約書」により売買契約を締結します。

記

(裏面へ)

1. 譲渡申請者

住所 延岡市北川町

氏名

2. 譲渡予定土地

① 延岡市北川町川内名字荒谷4943番1地先 (現況:宅地)

里道 :7.46㎡

3. 譲渡予定価格

8,228円 / (1,103円/㎡ × 7.46㎡)

・売払単価の算出については、申請地に現況が同等な土地(宅地・雑種地)の固定資産評価額

(宅地)の固定資産税評価額の単価を参考として算出しました。

近傍固定資産税評価額

2,300円/㎡ ÷ 0.7 = 3,285円/㎡ (公示価格)

間口狭小 不整形補正率 現況補正

3,285円/㎡ × 0.8 × 0.6 × 0.7 = 1,103円/㎡ (売払単価)

4. その他

申請地は、機能を有していない里道であり、現在は申請者の宅地内に取り込まれており、申請地を売払いすることにより、不利益をこうむる土地・利害関係はない状況です。

(以上)

(様式2)

延北川地第 94-1号
平成24年11月 日

(住所) 延岡市北川町

(氏名) 様

延岡市

延岡市長 首藤正治

市 有 財 産 譲 渡 決 定 通 知 書

平成24年11月20日付をもって申請のありました市有財産の譲渡申請につきましては、
貴殿に金8,228円で譲渡することに決定しましたので通知します。

つきましては、別添の「市有財産譲渡契約書」により契約を締結したいので、下記のものをご持参のうえ、平成24年12月14日までに、北川町総合支所地域振興課までお越しく下さい。

記

【譲渡市有財産】

町名	地番	地目	地積 (㎡)
北川町川内名字荒谷	4943番1地先	道	7.46

持参していただくもの

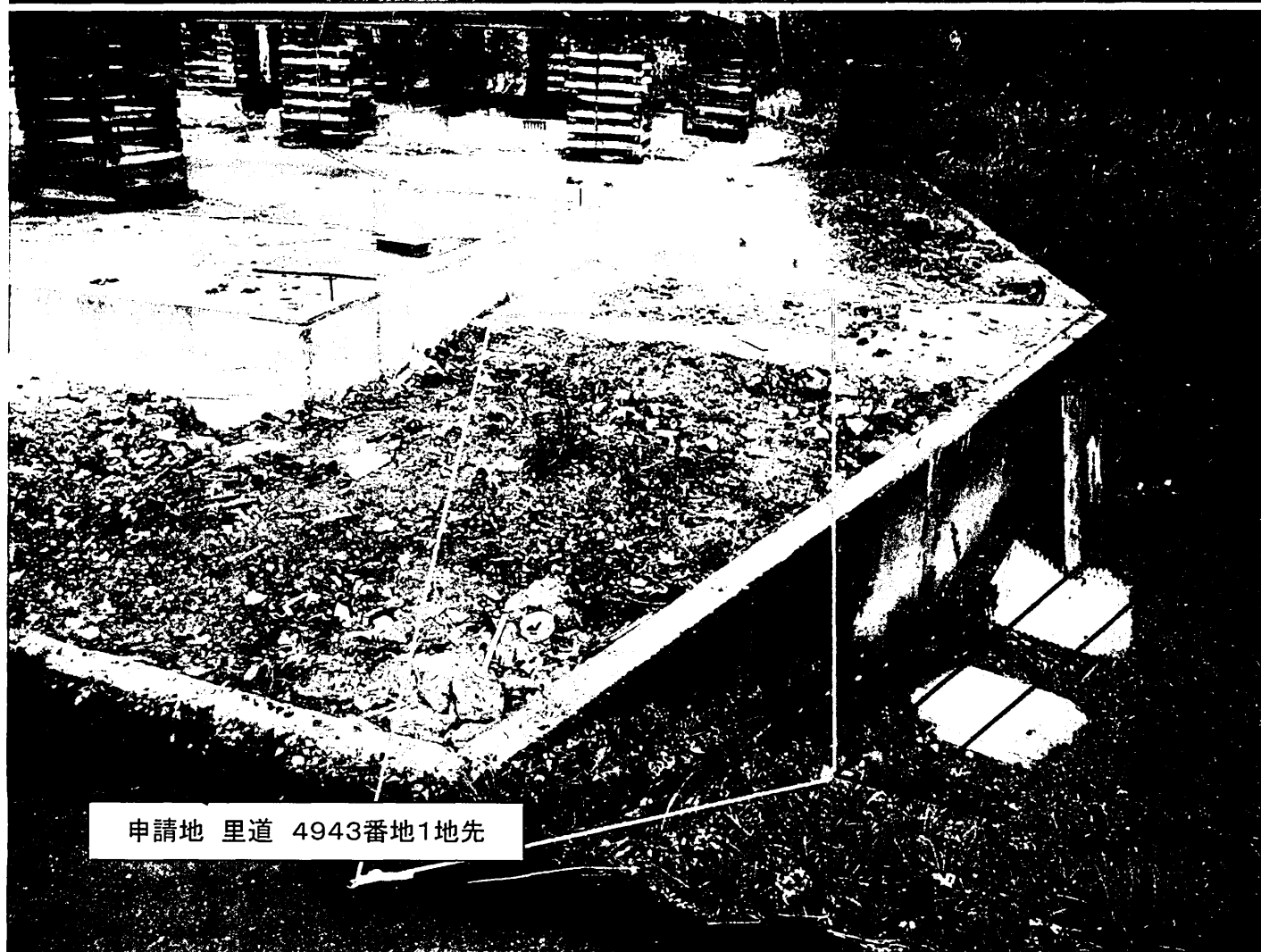
1. 市有財産譲渡契約書 (別添の2通)
2. 印 鑑 (譲渡申請書に使用されたものを持参してください)
3. 収 入 印 紙 契約書添付用 200円
- ~~4. 登 録 免 許 税 登記申請用 円~~
5. そ の 他

【問合せ】

延岡市北川町川内名7250
延岡市北川町総合支所
地域振興課総務防災係
Tel 0982-46-5010
Fax 0982-46-2223



申請地 里道 4943番地1地先



申請地 里道 4943番地1地先

同意書

【不動産の表示】





〔所在〕 延岡市北川町川内名字荒谷
〔地目〕 里道
〔数量〕 7.46 m²
〔所有者〕 法定外公共物 里道

上記不動産を、延岡市が、延岡市北川町   へ譲渡することについては、隣接所有者として何ら意議なく同意します。

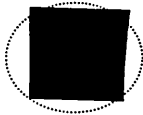

記

平成 年 月 日

(延岡市北川町川内名4943-1 所有者)

 住所 延岡市北川町 
氏名  

(市道・里道・水路 所有者)

 住所 延岡市東本小路2番地1
氏名 延岡市 (管理人 北川町総合支所 建設課 谷口垂虎) 

(番 所有者)

 住所 _____
氏名 _____ 

(番 所有者)

 住所 _____
氏名 _____ 

(様式6)

延北川地第 94-2号
平成24年12月4日

(住所) 延岡市北川町 [REDACTED]

(氏名) [REDACTED] 様

延岡市

延岡市長 首藤正治

登記原因証明情報兼表示登記及び所有権保存登記承諾書

平成24年12月4日付をもって売買契約を締結しました末尾記載の物件は、平成24年12月4日をもってあなたへ所有権が移転しましたので、あなたが下記物件の表示登記及び所有権保存登記することを承諾します。

記

宮崎県延岡市

町・丁目	地番	区分	地積(m ²)	所在図	備考
北川町川内名字荒谷	4943番1地先	道	7.46	H1-14	